

別紙3号様式

宿 舎(自動車の保管場所) 貸 与 申 請 書

平成 年 月 日

国立大学法人愛媛大学 学長 殿

現 住 所

所 属 部 課 名  
(大学法人名等)

職 名

氏 名

印

下欄記載の自動車の保管場所の貸与を受けたいので申請します。自動車の保管場所を含めて宿舎の使用については、法令の規定及び指示に反しないことを確約します。

自動車の車名・型式		自動車登録番号	
自動車の所有者	(本人との続柄)		
自動車の使用者	(本人との続柄)		

宿 舎(自動車の保管場所) 貸 与 承 認 書

上記申請者に対し、下記のとおり自動車の保管場所の貸与を承認します。

平成 年 月 日

国立大学法人愛媛大学 学長 印

記

1 宿舎

種 類	所 在 地	宿舎名及び戸番
有料(無料)		
指定保管場所		
専用開始日	保管場所に係る宿舎使用料月額	備 考
年 月 日	円	裏面2の貸与の条件参照

(裏面)

## 2 自動車の保管場所貸与の条件

- (1) 被貸与者等(自動車の保管場所の貸与を受けている者をいう。以下同じ。)は、善良な管理者の注意をもって自動車の保管場所を使用しなければならない。
- (2) 被貸与者等は、自動車の保管場所の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは自動車の保管場所の用以外の用に供し又は承認を受けないで改造その他の工事を行ってはならない。
- (3) 被貸与者等は、その責に帰すべき事由により自動車の保管場所を滅失し、損傷し、又は汚損したときは遅滞なく、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。  
ただし、その滅失、損害又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基づくものであるときは、この限りではない。
- (4) 天災、時の経過その他被貸与者の責に帰すことのできない事由により自動車の保管場所が損傷し、又は汚損した場合において、その損傷又は汚損が軽微であるときは、その修繕に要する費用は、被貸与者が負担しなければならない。
- (5) 被貸与者が次の各号の一に該当することとなった場合には、被貸与者等はその該当することとなった日から20日以内に自動車の保管場所を明け渡さなければならない。

イ 職員でなくなったとき。

ロ 死亡したとき。

ハ 自動車の保管場所を使用する資格を失い、又はその必要がなくなったとき。

ニ 自動車の保管場所について法人の事務又は事業の運営の必要に基づき先順位者が生じたため、その明渡しを請求されたとき。

ホ 法人において、自動車の保管場所を廃止をする必要が生じたため、その明渡しを請求したとき。

- (6) 被貸与者は、1の入居日から10日以内に当該宿舎に入居しなければならない。入居期限までに入居しないときは、貸与の承認を取り消すことがある。

- (7) 被貸与者が自動車の保管場所を明渡す場合には、明渡す5日前までに明渡す日を届け出るとともに、自動車の保管場所を正常な状態において引き渡さなければならない。ただし、やむを得ないときは、この限りではない。

- (8) 被貸与者は、その使用する自動車の車名・型式、登録番号に変更が生じた場合には、すみやかに宿舎担当者へ届け出なければならない。

- (9) 宿舎の維持管理の必要に基づいて、国において自動車の保管場所を調査するときは、被貸与者は正当な事由がなくこれを拒んではならない。

- (10) 宿舎内における盗難、損傷等の事故により、被貸与者が受けた損害については本学は一切その責任を負わない。

- (11) 上記のほか、被貸与者は、自動車の保管場所及び自動車の費用の使用についての指示に反してはならない。